意見公募結果

・意見公募期間:令和5年12月21日~令和6年1月9日

・提出された意見数:8名から9件

Vo	項目	意見の概要	意見に対する考え方
	制度全般	意見の概要 食品衛生法の改正後一定の時間が経過した事や高知県の状況等から、高知県食品総合衛生管理認証 制度としては役割を終えたことは理解した。実際どのような成果があったのか、またどのような点 が不充分もしくは問題があったのか等、取りまとめをされているか。	制度の成果及び課題としては、以下の点が挙げられます。
2	制度全般	県の認証制度と法制度の違いや移行について、具体的にやらなければならないことをマニュアル化	県版HACCPの認証基準は食品衛生法で求められる内容を網羅しているため、現在認証を受けている衛生管理について継続して実施いただき、定期的な見直しを行っていただくことで、食品衛生法への対応が可能です。ただし、令和2年度までの認証基準では不足する部分があるため、国の業種別手引書等を活用した追加の取組が必要となる場合があります。
3	制度全般	終了の理由として①水準が向上した事②認証取得が広まった事となっているが、認証がなくなる事で維持がおろそかになったり、解釈を誤ったりする事はないか。高知県のレベルの維持の為にも、なくなってしまってよい物だろうかと考える。 他社との差別化を図るなかで国際認証等を考えたとしても、莫大な費用を出せる企業が高知にどれくらいあるか。お金のある企業のみが認証を受けられるのは公平でない。	知県内の事業者の衛生管理のレベルは維持・向上されると考えています。また、各保健所においても、施設での取組の実行・定着に向けての助言・指導等
4	制度全般	何か代わりになるものを作ってもらいたい。現状、弊社は製造許可が不要な届出業種のため、公的機関からなんらかの認証を受けているという対外的な証書のようなものがあれば助かる。	県独自の認証制度の廃止後は、食品衛生法に基づくHACCPに沿った衛生管理を基本として、取引先等の要求に応じた衛生管理の実施や、民間認証の取得等をご検討いただきたいと考えております。

5	制度全般	かったら補助金を返還という制度はどうかとも思ったが、弊社としては必要性は感じており、また	る施設においては、取組の継続実施と定期的な検証・改善により、さらに貴社に応じた衛生管理体制の構築に繋げていただきたいと考えております。 県独自の認証制度は令和6年3月末日をもって受付を終了しますが、現在認証
6	制度全般	今後の取組についての指導や支援をしていただきたい。県内企業の海外販売においてはHACCPは有利となると思う。グローバル化の事業で、日本酒や農産物の加工品など海外に売り込んでいるかと思いますが、味も大事ですが衛生面も今後重要になるかと思う。 一方、零細企業でのHACCPの対応では、設備導入で負担が大きいと思われる。朝市等での販売のみ行っている方等には、機械設備の必要でない方法などあればと考える。	を行ってまいります。 なお、HACCP に沿った衛生管理で求めているのは工程管理(=ソフトの基
7	制度全般	う。これまでは、高知県版HACCPを申請する事業者は、薬務衛生課のサポートで衛生管理計画が	継続できるよう取り組んでまいります。
8	制度全般	他の地方自治体のHACCP認証も廃止の方向にあり、高知県としても当然の体制修正かと思う。昨年、コロナ禍が明け、これまでにない一時的な需要のもとで、食品衛生や製造のトラブルが発生している。末端の製造者の力不足が原因かと思うが、まだまだ末端の食品製造に対する危機感が乏しい現状。今後は、以前と同様に、薬務衛生課(食品衛生行政)での監視体制が主な対応になるかと思うが、教育についても、何らかの方法でご対応いただきたい。	

		"認証されたHACCPに沿った衛生管理方法の変更(軽微な変更を除く)"の扱いが、変更届から廃	変更の程度に応じ、認証を維持できる場合と、廃止の対象となる場合がありま
		止届に変わる事について、認証された衛生管理方法と同等の衛生管理方法と認められる場合は変更	す。
		として認められると思われるが、これを廃止としたのはなぜか。	申請受付の終了後(令和6年4月以降)は、新たな審査を行わないことから、
	空10 夕		審査が必要な変更内容については、廃止届で対応する整理としました。
9	第12条		審査の必要性の低い軽微な変更(例:使用機械を同様の目的・機能のものに変
			更する等)については、認証を維持できることとしています。(変更届は不
			要)